

令和 9 年 度

四日市市職員採用試験要項

(障 害 者)

市HPはこちら



第 1 次試験実施日 令和 8 年 9 月 2 0 日 (日)

受 付 期 間 令和 8 年 7 月 1 6 日 (木) ～ 令和 8 年 8 月 2 3 日 (日) 2 3 時 5 9 分【受信有効】

○ 電子申請 (インターネット) による申し込み

四日市市総務部人事課

1 募集職種と採用予定人員

募 集 職 種	主 な 職 務 概 要	採用予定人員
事務職	一般行政事務に従事します。	1 名程度

- (注) 1 . 採用予定人員については、今後の採用計画等の見直しにより変更することがあります。
2 . 外国籍の人については、採用後、公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる職に任用できません。
詳しくは「外国籍職員の任用に関する基準について」を参照してください。
3 . 事務職ほか (29 歳まで) 、社会人経験者 (30 歳～44 歳) 、獣医師、労務職、保育教育職 (カムバック採用) 、
消防職についての採用試験要項は、別に用意してあります。

2 採 用 予 定 日 令和 9 年 4 月 1 日

(採用可能な人についてはそれ以前に採用されることがあります)

3 受 験 資 格

次の要件を満たす人が受験できます。

- 平成 9 年 4 月 2 日以降に生まれた人
- 学校教育法に基づく大学院 (修士課程) 、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程、中等教育学校若しくは高等学校 (これに準ずる養護学校・特別支援学校高等部等の学校を含む) 又はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業した (または令和 9 年 3 月 31 日までに卒業見込みである) 人
- 次に掲げる手帳等の交付を受けている人
 - 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師 (以下「指定医」という。) もしくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書 (ただし、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害については、指定医によるものに限る。) の交付を受けており、活字印刷文による筆記試験に対応できる人
 - 都道府県知事もしくは政令指定都市市長が交付する療育手帳または児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医もしくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書
 - 精神障害者保健福祉手帳の交付
- 地方公務員法第 16 条に定める欠格条項に該当しない人。
- 外国籍の人は、永住者または特別永住者の在留資格を有する人

※ 卒業証明書 (原本) は、最終合格発表後に提出を求めます。大学院 (修士課程) を卒業の人は大学 (4 年制) の証明書も併せて提出になります。

※ 上記資格等を証明する書類が必要となりますので、最終合格決定後に指示します。

※ 受験申込内容に虚偽の記載等が確認された場合は、採用が取り消されることがあります。

☆ 地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、会場及び合格発表

区 分	日 時	会 場	合格発表日（予定）
第1次試験	令和8年9月20日(日) 午前10時00分から 午後1時10分頃まで	四日市大学 (四日市市萱生町1200)	令和8年10月7日(水) マイページで本人に通知するとともに、 四日市市役所ホームページに掲載し ます。
第2次試験（予定）	令和8年10月21日（水）～24日（土）のいずれかの日に第1次試験合格者について実施する予定 です。試験日・会場等は、第1次試験合格通知の際に指定します。		

5 試 験 内 容

（1）第1次試験の内容

職種区分	試験科目	試験時間(予定)	試 験 内 容
事務職	教養試験 (択一式)	90分	時事、社会・人文、自然に関する一般知識及び文章理解、判断・数的推理、 資料解釈についての筆記試験
	適性試験	50分	主として職務遂行上必要な資質及び組織への適応性について測定するクレパ リン検査

（2）第2次試験の内容（予定）

- ・ 第2次試験 ◇ 事務職 ： 面接試験、事務適性試験、論文試験

※ 採用内定者には、健康診断を受診していただきます。

（3）試験問題等の公開

過去に実施した論文試験のテーマを市ホームページにて公開しています。

6 受 験 手 続

電子申請（インターネットによる申込み）

（1）申込方法（インターネット申込み）

ア 事前準備

- ①パソコン、スマートフォン（スマートフォン以外の携帯電話には対応していません）
- ・推奨環境について（推奨環境ではない場合、電子申請ができないことがあります）
Google Chrome 最新版
- ※ JavaScript が使用できる設定であること。
- ※ PDF を閲覧できる環境であること。（一部機能）

「Internet Explorer」は、電子申請に対応していませんのでご注意ください。

②本人のメールアドレス

(スマートフォンのメールアドレスの場合→ドメイン指定等の受信制限をされている場合は、jinji@city.yokkaichi.mie.jp_及び @bsmrt.biz のメールを受信できるように設定してください。)

③顔写真のデータ ※ 3か月以内に撮影の上半身正面向き・脱帽の写真

(添付可能ファイルサイズは 75ピクセル×100ピクセル～360ピクセル×480ピクセルです。)

④受験票を印刷するためのプリンタ (コンビニエンスストアのプリントサービス等利用可)

⑤PDFファイルを読むためのソフト

「Adobe Acrobat Reader (Ver.5.0以上)」が必要です。

イ 申込手順

①四日市市役所ホームページ内にある「【正職員募集】令和9年4月採用予定 四日市市職員の募集(9月実施分) 受験案内」で設ける「電子申請による申込」から申込専用サイトへ接続し、メールアドレス等を事前登録

②事前登録完了メールを受信後、メールに記載されたURLにアクセスし、マイページ内で受験者情報等を本登録

③本登録完了メールを受信し、登録完了

市HPはこちら



(2) 注意事項

必ず、別紙「電子申請利用案内」を一読し、確認しながら申込みをしてください。

受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。(受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合があります他、受付期間終了の直前は、サーバーが混み合う可能性がありますので、余裕を持って申込みを行ってください。)

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

(3) 受験票

申込受付期間終了後、試験日一週間前までに受験票交付のお知らせに関するメールを送信しますので、各自で確認後、マイページへログインし、受験票を印刷した上で、申込者本人が署名の上、第一次試験受験の際に必ず持参してください。

7 試験結果の提供

この試験に不合格になった人で希望者には総合順位と総合得点をお知らせします。以下の要領で申し出てください。

(1) 対象者：第1次、第2次試験の不合格者

(2) 内 容：第1次、第2次試験それぞれの総合順位と総合得点

(3) 期 間：第1次、第2次試験それぞれの合格発表日から1か月間(土・日・祝日を除く)

(4) 場 所：四日市市役所総務部人事課

(5) 方 法：受験者本人が、受験票又は本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を持参のうえ直接申し出ること

8 受験についての問い合わせ先

四日市市役所 総務部 人事課

☎ (059) 354-8120

E-mail jinji@city.yokkaichi.mie.jp

外国籍職員の任用に関する基準について

「公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、四日市市においては、外国籍の職員は次のような職務につくことはできません。

1 公権力の行使にあたる職務について

「公権力の行使」にあたる職務とは、次のとおりです。

- (1) 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- (2) 市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- (3) 市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- (4) その他公権力の行使に該当することとなる職務

〔「公権力の行使」にあたる主な職務の例〕

生活保護の決定、占用許可、立入検査、各種許認可、改善措置命令、税の賦課・滞納処分、公害防止規制、都市計画の決定、建築制限、違反建築物取締、開発行為の許可、土地利用規制など

2 公の意思の形成への参画にあたる職について

「公の意思の形成への参画」にあたる職とは、四日市市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として専決権限を有する課長以上の職及び代決権限を有する課長補佐以上の職並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。

外国籍職員の任用にあたっては、公務員の基本原則に抵触しない職であればつづことができます。専門的な特命事項を担当する課長級以上の相当職及び課長専決権限を全部は適用しない出先機関の長並びに課長補佐相当職以下（本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職を除く）の職（具体的には課付主幹、係長、主幹）への昇任は制限されません。

こどもと接する業務の従事者について

令和8年12月25日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、こどもと接する業務の従事者（児童福祉施設等の従業者のうちこどもの教育又は保育に関する業務を行うもの等）については、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

1 保育教育職以外について

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、書面等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認することがあります。

なお、この結果、該当者であることが判明した場合は、当該業務に従事することができませんので、あらかじめご了承ください。

2 保育教育職について

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、誓約書等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認します。なお、この結果、該当者であることが判明した場合は、採用しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容については、こども性暴力防止法第2条第7項及び第8項を参照してください。

勤務条件（令和8年4月1日現在）

●給与

初任給 大学卒：258,984円 短大卒：242,634円 高校卒：225,303円
（金額は地域手当（9%）を含む）

☆初任給は、前職歴に応じて加算される場合があります。

☆諸手当として扶養手当、通勤手当、住居手当、地域手当、期末・勤勉手当（4.65月分）などが支給されます。

☆民間給与の動向に応じて改定される国家公務員給与に準拠して給与改定があります。

☆「四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」が改正される場合があります。

●勤務時間・休暇

☆勤務時間 午前8時30分～午後5時15分（1週あたり38.75時間）（注）勤務場所により異なることがあります。

☆休日 土曜日・日曜日（完全週休2日制）祝日・年末年始（注）勤務場所により異なることがあります。

☆休暇 年次有給休暇が年間20日あり、残日数がある場合は翌年度に繰り越すことができます。

その他、結婚休暇、出産補助休暇など条例で定められた休暇があります。

●福利厚生

☆共済組合・職員共済会の事業として、各種福利厚生事業の充実を図っています。

・各種健康診断や人間ドックなどの実施により、健康な職場づくりを進めています。

・全国約120,000種類の様々なカテゴリーで割引が受けられる福利厚生サービスを導入し、余暇利用を支援しています。